

【論文】

# NPO 法人数の成長予測と都道府県別対人口比分析

星野 珙 二

## 構成

1. はじめに
2. NPO 法人数の推移
3. NPO 法人数の成長予測
4. 都道府県別の人口に対する NPO 法人数の相対比較
5. 都道府県別の NPO 法人数と人口との関係性(乖離度・相関)分析
6. おわりに

## 1. はじめに

特定非営利活動促進法, いわゆる NPO 法が施行されてちょうど 10 年目を迎える<sup>注1)</sup>。この法律にもとづいて認証された NPO 法人は, 2008 年 8 月末の時点において全国で約 3 万 5,000 法人, 福島県においても約 460 法人にものぼっている。21 世紀は, 行政セクターや企業セクターと肩を並べて市民セクターが活躍する時代として大きな期待を集めているが, 本稿では市民セクターを牽引する NPO 法人のこの 10 年の足取りから, NPO 法人の成長の姿を予測し, 都道府県別に NPO 法人数と人口との関係について分析してみようと思う。

本稿の前半では, NPO 法人数の成長予測を試みる。予測にあたっては, ロジスティクス曲線を用い, 全国レベルでの NPO 法人の成長の姿と福島県における NPO 法人の成長の姿を描いてみようと思う。それは, 市民活動・NPO を所轄する行政にとっても有益な情報となり得るであろうし, 中間支援 NPO(NPO を支える NPO)にとっても自分たちの組織のサービス対象の将来動向であることから, 当然, 関心を寄せるべき情報の一つとなるはずである。

また, 本稿の後半では, 都道府県別に NPO 法人数と人口を対比させ, 人口 10,000 人あたりの NPO 法人数を比較してみる。そして, 各都道府県の NPO 法人数が人口に比例して増加していくのか, あるいは逆に人口規模とは無関係に増加していくのかについても調べてみよう。これを調べるにあたっては, 次の 2 つの方法を用いることにする。一つはカルバックの判別関数(参考文献 [3])を利用し, 都道府県別 NPO 法人数の分布と都道府県別人口分布の間の乖離度を求め, それらを時系列で比較してみる。もう一つは, 都道府県別 NPO 法人数と都道府県別人口との間の相関係数を求

注 1) 特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)は議員立法として 1998 年 3 月に衆議院を通過・成立し, 同年 12 月 1 日から施行された。

め、それらをやはり時系列で比較してみる。

## 2. NPO 法人数の推移

まず、NPO 法人数のここ 10 年間の推移を、全国と福島県の 2 つのレベルにおいて概観しておく。全国レベルの NPO 法人数の推移<sup>#2</sup>については、表 1 にまとめた通りであり、それらをグラフに示せば図 1 のようになる。後ほど詳しい分析を加える対人口比のデータにおいては、住民基本台帳の人口統計が 3 月末となっていることから、ここでの NPO 数の年次データも 3 月末の統計数値に揃えている。また、2008 年の NPO 法人数については、4 月から 11 月末の統計データを比例配分し、2009 年 3 月末までの法人数の推計値として求めている。

図 1 から明らかなのは、全国レベルの NPO 法人数は 1999 年、2000 年の NPO 法施行の直後における出だしの状況は緩やかで、以降 2001 年から 2004 年に掛けては大きな伸びをみせ、その後 2005 年から 2007 年に掛けては伸びが横ばいで推移し、2007 年からその伸びが明確に鈍化していることである。ちなみに、年次間の増加数については表 1 に示した通りである。この高さを結んだ線分の形は、いわゆる典型的なロジスティクス曲線を示していることが確認される。このように、全国における NPO 法人数の推移は、初めは緩やかに滑り出し、数年後には大きな伸びを示し、すなわち増加数の拡大期を迎え、2007 年からは再び緩やかな伸びに転じている。

また、福島県の NPO 法人数<sup>#3</sup>においても大勢としては同じ動向をたどっており、全国レベルとほ

表 1. 全国の NPO 法人数の推移

年次	法人数	増加数
1999	421	421
2000	1,724	1,303
2001	3,800	2,076
2002	6,596	2,796
2003	10,664	4,068
2004	16,160	5,496
2005	21,280	5,120
2006	26,394	5,114
2007	31,115	4,721
2008	34,369	3,254
2009	36,949	2,580

注) 2009 年の法人数は推定

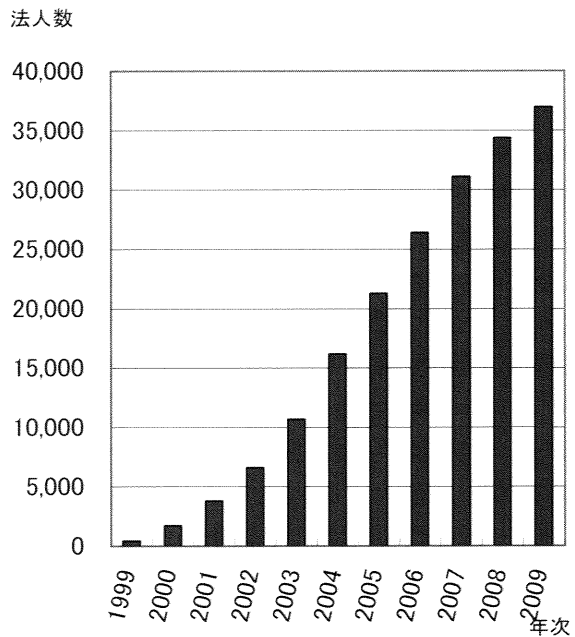


図 1. 全国の NPO 法人数の推移

注 2) <http://www.npo-homepage.go.jp> よりデータ入手。

注 3) <http://www.pref.fukushima.jp/npo/> よりデータ入手。

表 2. 福島県の NPO 法人数の推移

年次	法人数	増加数
1999	0	0
2000	14	14
2001	35	21
2002	59	24
2003	115	56
2004	189	74
2005	261	72
2006	323	62
2007	408	85
2008	450	42
2009	483	33

注) 2009 年の法人数は推定

法人数

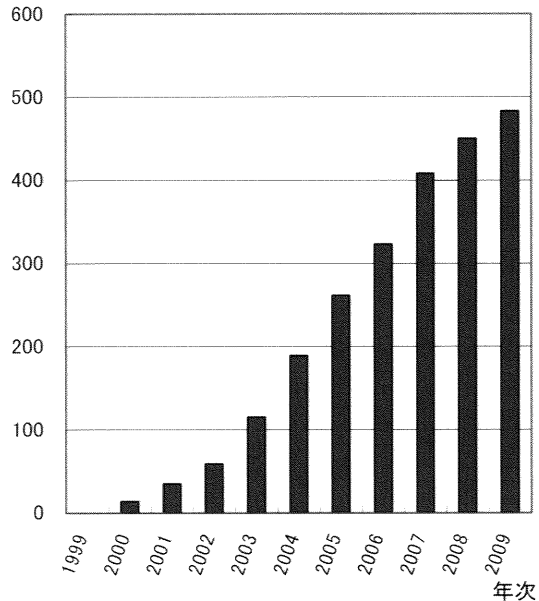


図 2. 福島県の NPO 法人数の推移

ほぼ同様の推移が確認される。図 2 から明らかなことは、やはり 1999 年、2000 年の法律施行直後の出だしの状況は緩やかに伸び、その後 2001 年から 2004 年に掛けては大きな伸びをみせ、増加数を拡大させている。それ以降 2005 年から 2007 年に掛けては増加数が横ばいで推移し、2008 年から明らかに伸びが鈍化し、増加数が減少していることである。全国レベルの NPO 法人数の推移との違いは、福島県の法人数の推移は横ばい状態が続くなかで、2007 年に増加数の最大値が現れ、全国動向よりも数年遅れで減少に転じていることである。すなわち、増加数のみに注目するならば、全国動向では 2004 年にピークが現れ、その後緩やかに減少に転じていくが、福島県の動向においては、2004、2005 年にも大きな増加数が確認されるもののピークは 2007 年にあり、この年を境にして明確に減少に転じている。一般の経済指標と同じように、福島県の NPO 法人数の動向は、全国動向に数年遅れで推移していることがここでも確認される。

しかしいずれにせよ、年次の変化に微妙な違いはあるものの、双方の曲線ともに、大筋においてはいわゆるロジスティクス曲線の形に沿っているといえよう。

### 3. NPO 法人数の成長予測

それでは、これらの NPO 法人数がどのように成長していくかについてその将来の姿を予測してみようと思う。

すでに述べたように、過去 10 年の NPO 法人数の推移は明らかにロジスティクス曲線を描いているとみなせることから、本稿では、一般の回帰分析と同じ手続きで将来の予測値を求めてみよう

思う。すなわち、ここでは過去の推移をもっともよく説明するロジスティクス曲線の諸パラメータの値を推定し、そのパラメータの値を組み込んだロジスティクス曲線を将来へ向けて延長してみることにする。

ロジスティクス曲線については、1838 年におけるベルギーの数学者 Verhulst の人口増加法則研究に端を発するといわれている。当初この数式はあまり注目されなかったらしいが、その後しばらくしてから、米国の統計学者 Pearl と Read が再びこの曲線の応用について取り上げるにおよび、人口問題に限らずさまざまな分野への応用が可能であることが広く知られるところとなった。とくに、生物の成長過程、産業の成長過程あるいは市場における新製品の成長過程などの説明にはよく応用されるようになった。

一般に、時間  $t$  における個体数  $y$  に関するロジスティクス曲線は次のように表される。

$$y = \frac{K}{1 + me^{-at}} \quad (1)$$

ここで、 $K$ : 収容力

$m$ : 定数(変曲点)

$a$ : 増加率

この曲線は、両辺を微分して整理すると線形一次式で近似できることから、パラメータの推定にあたっては回帰分析の適用が可能となる。しかし、近似的な計算項目を含むことから、具体的な推定方法としては、いくつかの、たとえば 3 点法やホテリング法などの計算方法が提案されているのが実状である。本稿では、比較的誤差が少ないといわれている、つぎの差分公式を用いたホテリング法を採用することにする。すなわち、原個体数の時系列データ

$$y_1, y_2, y_3, \dots, y_i, \dots$$

において、以下の公式を用いる。

$$x_i = \frac{1}{y_i} \frac{y_{i+1} - y_{i-1}}{2} \quad (2)$$

以上の前提条件や手続きにもとづいて推定された、全国レベルの NPO 法人数の将来予測に必要な諸パラメータの値は、以下の通りとなる。ただし、時間  $t$  については、1999 年を 1 として、以下年号の増加に合わせて順次繰り上げた値を対応させている。

$$K = 40462$$

$$m = 90.961$$

$$a = 0.67891$$

パラメータ  $K$  の値は、収容力の上限を意味することから、NPO に関しての特段の政策変更もなく、NPO に関しての環境条件が現状と不変のまま推移していくとすれば、全国の NPO 法人数の将来の収束水準を示す数値となる。冒頭で記述したように、すでに法律にもとづいて認証された NPO 法人数は、2008 年 8 月末の時点において全国で約 3 万 5,000 法人であることから、それ以降全国で 5,500 弱の NPO 法人がここ数年の間に誕生するに過ぎないことを教える結果となっている。やはり

表 3. 全国の NPO 法人数の予測

年次	実績法人数	予測法人数
1999	421	858
2000	1,724	1,658
2001	3,800	3,145
2002	6,596	5,765
2003	10,664	9,985
2004	16,160	15,880
2005	21,280	22,666
2006	26,394	28,939
2007	31,115	33,663
2008	34,369	36,703
2009	36,949	38,464
2010		39,423
2011		39,928
2012		40,189
2013		40,323

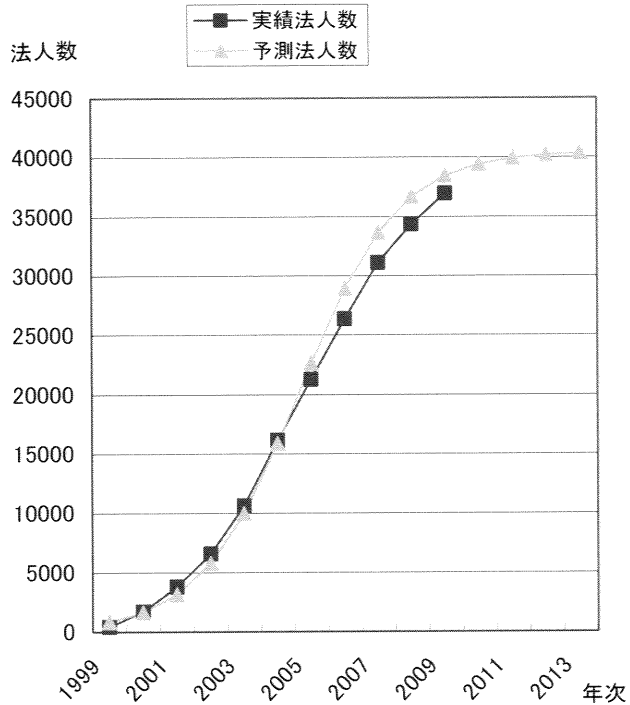


図 3. 全国の NPO 法人数の予測

冒頭で「21 世紀は、行政セクターや企業セクターと肩を並べて市民セクターが活躍する時代として大きな期待を集めている」と記述したが、この予測数値は必ずしもその方向に単純に進むものではないのではないか、との疑念を投げかける結果になっている。

これらの推定値を用いて将来動向を予測した詳しい計算結果は、表 3 および図 3 に示されている。表 3 における 1999 年から 2009 年までの予測法人数は内挿値(理論値)であり、それ以降は外挿値(予測値)である。図 3 からも明らかなように、理論値としての予測法人数はここ 10 年間の NPO 法人数の実績値を比較的良く説明できており、図ではそれを前提にして 2010 年以降について曲線を外挿したもので、数年先の収束へ向かう状況を描画している。

それでは、福島県の NPO 法人数の将来動向についてもみておくことにしよう。全国の予測値算出の場合と同じく、ここでの計算においても同一の差分公式を用いたホテリング法を採用することにする。以上の手続きにもとづいて推定された、福島県の NPO 法人数の将来予測に必要な諸パラメータの値は、以下の通りとなる。ただし、時間については、全国の場合と同じく、1999 年を 1 として、以下年号の増加に合わせて順次繰り上げた値を対応させている。

$$K = 516.39$$

$$m = 256.34$$

$$a = 0.77819$$

すでに述べたように、収容力の上限を意味するパラメータの値は、全国の場合と同様、NPO に関

表 4. 福島県の NPO 法人数の予測

年次	実績法人数	予測法人数
1999	1	4
2000	14	9
2001	35	20
2002	59	42
2003	115	83
2004	189	152
2005	261	246
2006	323	343
2007	408	419
2008	450	467
2009	483	492
2010		505
2011		511
2012		514
2013		515

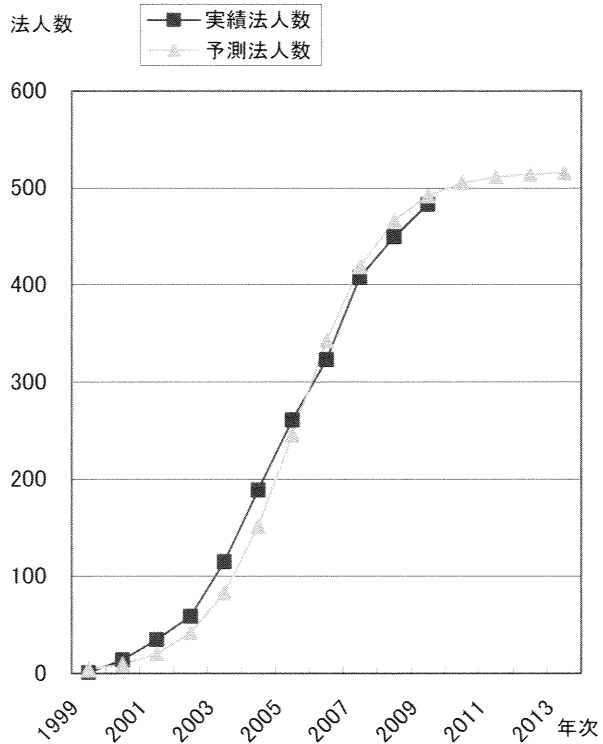


図 4. 福島県の NPO 法人の予測

しての特段の政策変更もなく、NPO の環境条件が現状と不変のまま推移することを前提にしたときの、福島県の NPO 法人数の将来の収束水準を示す数値となる。冒頭で記述したように、すでに認証された NPO 法人数は、2008 年 8 月末の時点において福島県では約 460 法人であることから、やはり全国の場合と同様、福島県で 60 弱の NPO 法人がそれ以降の数年の間に誕生するに過ぎないことを教える結果となっている。

これらの統計的な推定値を用いて将来動向を予測した詳しい計算結果は、次の表 4 および図 4 に示されている。表 4 における 1999 年から 2009 年までの予測法人数は内挿値(理論値)であり、それ以降の予測法人数は同じパラメータをもつロジスティクス曲線の外挿値である。図 4 からも明らかのように、理論値としての予測法人数はここ 10 年間の NPO 法人数の実績値とやや乖離するところもみられるが大勢としては概ね説明できており、図ではそれらの説明力を前提に 2010 年以降について曲線を外挿したもので、数年先の収束へ向かう状況を描いている。

以上の結果は、全国においても、福島県においても、過去 10 年間に認証された NPO 法人の推移データをロジスティクス曲線に当てはめた場合は、今後数年でその法人数は収束に向かい、また、その収束先としての法人数は当初期待されていた水準よりは、はるかに低い数値になる可能性があることを示唆している。しかしながら、これらの推計は、あくまでも過去の推移データとロジスティクス曲線という計算モデルが前提になっており、今後、NPO の政策や環境条件が変化していけばこの限りでないことは論を待たない。

#### 4. 都道府県別の人口に対する NPO 法人数の相対比較

次に視点を変えて、それぞれの都道府県別人口に対するそれぞれの NPO 法人数の相対的な比較を行ってみよう。NPO 法人の設立には、何よりも市民・住民の問題関心の高さや市民活動への熱意が欠かせないが、そうした土壌の醸成にはどのような地域特性や地域要因が影響を与えることになるのであろうか。たとえば、都市部においては地縁的なつながりが希薄であるという弱点がある反面、新しい問題解決型の組織を機動的に運営できるという強みがあるかもしれない。あるいは、地方のなかには、日常的に互助の精神に富んだ地域づくりが行われている地域や伝統的に市民による組織的活動が活発な地域があるかもしれない。そのような関心から、以上の分析を進めていくことにする。

表5は、2008年3月31日における都道府県人口と NPO 法人数を並べて掲載したものである。これらのデータから、人口1万人当りの NPO 法人数を計算し、大きさの順で掲載してみたのが表6である。

表5を一覧して分かることは、人口規模の大きい都道府県に注目してみると、概ね人口規模を反映して NPO 法人数もそれなりに大きな数として現われていることである。一般的・常識的に考えても、人口規模に比例して NPO 法人の設立が進むことについては、とくに異論もなく了解できる範囲にあると思われる。また他方において、地方自治体の市民活動に関わる政策や地域の歴史的・文化的背景が、その地域の NPO 法人の普及にいくらかかなりの影響を及ぼす可能性があることについても否定できない。そこで、表6においては、都道府県人口1万人当りの NPO 法人数を算出したものを、その大きさの順に都道府県名を対応させて並べてみた。

全国の人口総数と全国の NPO 法人数総数との関係からは、人口1万人当りの NPO 法人数は2.71という数値になる。すなわち、全国平均では人口1万人に対して NPO 法人数が2.71団体認証されていることになる。この数値を上回る都道府県数は9箇所である。9都道府県に留まっている理由は、このなかに人口規模の大きな都道府県が含まれているからである。なかでも大都会である東京都の人口1万人当りの NPO 法人数が4.72と際立って高いことは、注目を引く。その理由としては、地縁的なコミュニティ組織の基盤が弱いことに対して NPO が一種の補完的な性質を持った働きをすることと、また地域における問題解決のために、より機能的な対応や高度の専門性が求められていることなどが考えられる。京都府や大阪府に関しても、東京都に類似した傾向があるものと推察されるのに加えて、近畿ブロックとしての地域特性の影響を見落とすことはできない。この表のなかで、京都府、大阪府のみならず、滋賀県、三重県、和歌山県などの近畿圏域の都道府県の対人口 NPO 法人数比率は相対的に大きく現れている。

興味深いのは、長野県、大分県、佐賀県、滋賀県、山梨県、群馬県など、いくつかの地方に所在する県において、人口に対する NPO 法人数が相対的に大きいことである。長野県、山梨県、群馬県は互いに県境を接している関東甲信地方の諸県であり、地域文化的な特性を持ち合わせていることが考えられる。大分県、佐賀県が含まれる九州ブロックは宮崎県を除けば概ね人口に対する NPO 法人数が大きく、そうした数値に結びつく地域特性の存在を示唆する結果となっている。

東北ブロックの6県においては、山形県を除いて対人口 NPO 法人数が全般的に小さく現れてい

表 5. 都道府県人口と NPO 法人数

都道府県	人口	NPO 法人数
北海道	5,571,770	1,401
青森県	1,430,543	244
岩手県	1,366,652	309
宮城県	2,334,874	477
秋田県	1,130,823	179
山形県	1,194,071	295
福島県	2,075,555	450
茨城県	2,982,000	431
栃木県	2,006,701	392
群馬県	2,012,151	554
埼玉県	7,067,336	1,190
千葉県	6,090,799	1,305
東京都	12,462,196	5,836
神奈川県	8,798,289	2,124
新潟県	2,413,103	464
富山県	1,106,340	224
石川県	1,167,151	239
福井県	815,344	192
山梨県	871,481	248
長野県	2,17,6806	713
岐阜県	2,095,484	494
静岡県	3,775,400	779
愛知県	7,185,744	1,105
三重県	1,856,282	455
滋賀県	1,377,886	391
京都府	2,558,542	845
大阪府	8,670,302	2,458
兵庫県	5,582,230	1,249
奈良県	1,419,626	262
和歌山県	1,045,973	279
鳥取県	602,411	139
島根県	733,123	193
岡山県	1,948,250	446
広島県	2,864,167	529
山口県	1,479,840	307
徳島県	805,951	214
香川県	1,019,333	200
愛媛県	1,471,510	259
高知県	784,038	214
福岡県	5,030,818	1,136
佐賀県	864,738	248
長崎県	1,469,197	356
熊本県	1,844,644	420
大分県	1,215,388	386
宮崎県	1,161,026	245
鹿児島県	1,739,075	444
沖縄県	1,391,215	324

表 6. 人口 1 万人当り法人数

都道府県	人口 1 万人当り法人数
東京都	4.72
京都府	3.30
長野県	3.26
大分県	3.17
佐賀県	2.86
滋賀県	2.85
大阪府	2.84
山梨県	2.83
群馬県	2.75
高知県	2.70
和歌山県	2.65
徳島県	2.64
島根県	2.61
鹿児島県	2.53
北海道	2.50
三重県	2.45
山形県	2.45
神奈川県	2.43
長崎県	2.40
岐阜県	2.35
福井県	2.35
沖縄県	2.34
鳥取県	2.29
岡山県	2.29
熊本県	2.27
福岡県	2.26
岩手県	2.24
兵庫県	2.24
千葉県	2.15
福島県	2.15
宮崎県	2.10
静岡県	2.06
山口県	2.06
石川県	2.04
宮城県	2.04
富山県	2.02
香川県	1.95
栃木県	1.95
新潟県	1.91
広島県	1.84
奈良県	1.84
愛媛県	1.75
埼玉県	1.69
青森県	1.69
秋田県	1.56
愛知県	1.55
茨城県	1.44
全国平均	2.71

る。一番大きな山形県は全国で第 17 位に位置し、これに続く岩手県、福島県が中位をやや下回ったところに位置している。このように東北地方の対人口 NPO 法人数が低位にあることに関しては、地域コミュニティ組織が少なからず機能している証と捉えるのか、あるいは地域の問題解決への市民や住民の主体的な取り組みへの意識が弱いと捉えるか、大いに議論をしてみるべき問題であるように思える。

## 5. 都道府県別の NPO 法人数と人口との関係性(乖離度・相関)分析

前節では、それぞれの都道府県別人口に対するそれぞれの NPO 法人数の相対的な比較を試みたが、本節ではさらに、これらの二つの項目に関しての時系列的な変化についても分析を加えておこう。具体的には、各都道府県の NPO 法人数が人口に比例して増加していくのか、あるいは逆に人口規模とは無関係に増加していくのかについて調べてみることである。

すでに冒頭で述べたように、この問題を分析するにあたっては、以下の 2 つの方法を採用することにしてきた。一つはカルバックの判別関数(参考文献[3])を利用し、都道府県別 NPO 法人数の分布と都道府県別人口分布の分布間の乖離度を求め、それらの時系列の変化を比較してみることである。都道府県別 NPO 法人数の分布と都道府県別人口分布の乖離度とは、もし仮に都道府県の NPO 法人数が都道府県人口に比例した分布となり、両者の分布形が相似したものになる場合には乖離度の計算値は小さく現われ、NPO 法人数の分布と都道府県人口の分布とが相互に形状の異なる分布となるような場合には乖離度の計算値は大きく現われる。ここでいう乖離度とは、以下に示すようなカルバック(Kullback)の判別関数に  $D(p, q)$  もとづいて計算される。

$$D(p, q) = \sum_{i=1}^n p_i \log \frac{p_i}{q_i} \quad (3)$$

ただし、 $(p_1, p_2, \dots, p_n)$  は第 1 分布

$(q_1, q_2, \dots, q_n)$  は第 2 分布

この  $D(p, q)$  を、それぞれ 2002 年、2005 年、2008 年 3 月末時点のデータに基づいて計算した結果が、表 7 に記載された乖離度の値となる。表 7 の乖離度の数値をみると、それぞれ時点を追う毎にこの値が徐々に減少していることが明らかである。このことは、都道府県別 NPO 法人数と都道府県別人口との関係が、年を経るにつれて強まる傾向をみせていることを教えている。

もう一つは、都道府県別 NPO 法人数と都道府県別人口との相関係数を求め、やはりそれらの推移の変化を時系列で比較、分析してみることである。ここでの相関係数の求め方は、一般の統計分析で行われている方法であることから、詳しい説明は省略する。計算結果は、同じく表 7 の相関係数

表 7. 都道府県別 NPO 数と人口との関係

	2002 年	2005 年	2008 年
乖離度	0.0920	0.0696	0.0564
相関係数	0.8256	0.8687	0.9009

注) 乖離度はカルバックの判別関数の値

## 乖離度・相関係数

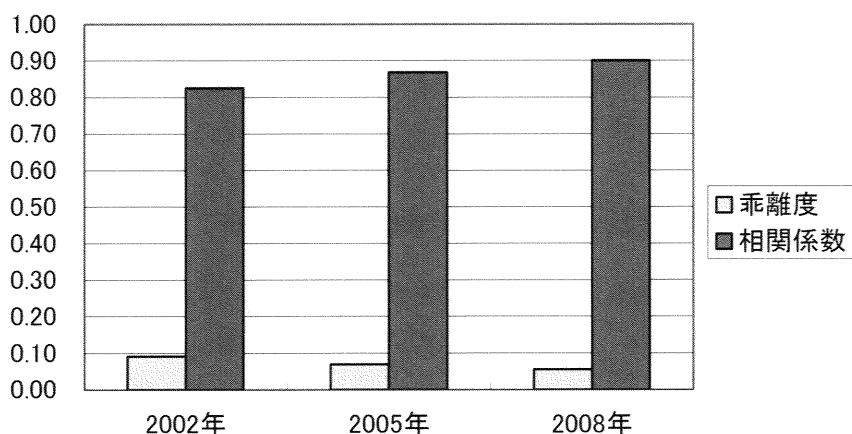


図5. 都道府県別 NPO 数と人口の関係

に掲げられた値となる。これらの値も年次の推移とともに増加傾向を示していることから、都道府県別 NPO 法人数と都道府県別人口の間には正の相関関係が次第に強くなっていることが確かめられる。

図5は、これらの表7の結果を図示したものである。乖離度の値は緩やかに減少し、相関係数の値は緩やかに増加しており、2つの指標の時系列変化は都道府県別 NPO 法人数と都道府県別人口との関係が緩やかに強まる傾向にあることを示している。

## 6. おわりに

本稿においては、NPO法が施行されてちょうど10年を迎えた契機をとらえ、この10年間の経過を振り返りながら、主として定量的な視点から分析を加え、今後のNPOの動向について考察してみた。少し以前に筆者等が福島県のNPOを対象に実施したアンケート調査結果(参考文献[10])からは、新しく組織を立ち上げ活動を始めた多くのNPOが、資金調達や人材確保などのさまざまな直面する問題に悩んでいる姿が浮き彫りにされている。その意味においては、NPOの現場に即した質的な分析や課題解決策の探求こそをむしろ緊急の課題として取り上げるべき事態を迎えているのかもしれない。しかしながら、そうした問題の所在を意識しつつも、本稿では敢えて10年目の節目にこだわって、マクロ的な見地から、そして定量的な視点で、NPOの全体的な動向を把握することに努めてみた。

今回の分析を通してみえてきた内容はおおよそ以下のようにまとめられる。

- 1) これまで増加を続けてきた全国のNPO法人数および福島県のNPO法人数の推移については、すでに現在は伸び率の縮減期にはいっており、NPOに関わる特段の環境変化が起こらない限り、ここ数年で収束の道を歩んでいく。
- 2) 都道府県別の人口に対するNPO法人数の相対比較からは、東京都の対人口NPO法人数が

群を抜いて大きく、地域特性としては、京都府、大阪府をはじめとする近畿地方諸県のそれが大きく、また関東甲信地方の諸県および九州地方の一部の県において相対的に大きな数値が認められる。

3) 2002年、2005年、2008年を比較した都道府県別のNPO法人数と人口との関係性(乖離度・相関)についての分析からは、乖離度に関する緩やかな減少傾向、相関係数の緩やかな増加傾向がともに確認され、いずれも法人数と人口の関係が強くなる傾向にあることが確認された。

## 参考文献

- [1] 小林竜一、『需要予測の数学』(福原満洲雄監修、近代数学新書)、至文堂、1967
- [2] 大西正和、『需要予測とコンピュータプログラム』、日刊工業新聞社、1982
- [3] Kullback, S.: Information Theory and Statistics, Interscience Publishers, 1967
- [4] 国沢清典、『エントロピー・モデル』、日本科学技術連盟、1975
- [5] 『住民基本台帳人口要覧(平成20年版)』、(財)国土地理協会、2008
- [6] 内閣府ホームページ、「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」、<http://www.npo-homepage.go.jp>, 2009
- [7] 電通総研編、『NPOとは何か』、日本経済新聞社、1996
- [8] 中村陽一+日本NPOセンター編、『日本のNPO-2000』、日本評論社、1999
- [9] 山内直人、『NPO入門<第2版>』、日経文庫、2004
- [10] 星野珙二監修、『アンケート調査結果にみる福島県内NPOの現状と課題』、ふくしまNPOネットワークセンター・ブックレットNo.2、2008